第2期奈良県教育振興大綱策定及び施策遂行の考え方

以下の4つの視点に留意して、より実効性の高い第2期奈良県教育振興大綱(以下、「第2期大綱」。)を策定したいと考えています。

これらの視点も踏まえながら、資料1について、ご意見をいただきたいと考えています。

1 学校教育のみにとらわれない視点

「奈良新『都』づくり戦略(案)」(以下、「都づくり」。)に掲げている教育関連 の取組を幅広に組み込む

(1)「都づくり」には、県や県教育委員会(以下、「県教委」。)自体が主体的に取り組める項目を中心に記載。

<例>私学の振興、県立大学の質の向上

(2) そのほか、「都づくり」の中には、これまで、教育分野として整理してこなかった教育関連施策もある。

<例>なら歴史芸術文化村の就学前教育への活用

(3)現行の奈良県教育振興大綱には、県教委の取組を中心に施策等を記載しているが、第2期大綱では上記(1)、(2)についても具体に記載していきたい。

2 県・県教委以外の主体が行う教育関連施策・取組への協力

他主体の取組への、県・県教委としての協力手法についても記載

(1) 法律等で、市町村や市町村教育委員会(以下、「市町村教委」。)や、その他の主体が行うこととされている教育施策・取組がある。

< 例 > 公立小中学校教育(主体:市町村教委)、私学教育(主体:学校法人)

(2)上記のような県・県教委以外の主体が行う施策や取組に対しても、県、県教委と して協力したり、支援したりする観点でできることについては、大綱に記載してい きたい。

3 複数の主体がともに教育施策に取り組む機運の醸成

「一緒にやっていこうよ!」という働きかけを活発に

- (1) 県と県教委が相互に声を掛け合い、ともに議論しながら施策を組み立て遂行していくことで、より幅広く、効果的な施策推進が行える。
- (2) 上記のように県と県教委の間はもちろんのこと、例えば私学と県の協力、県教委と市町村教委による協働事業の実施など、関連主体がともに、教育をよく見てよく 考え、議論することが、各々の教育に関する見識の研鑽に役立つ。

|4 県・県教委が大綱の施策遂行において果たす役割

- (1) 県・県教委が、大綱において教育施策を学校教育のみに限定せず幅広に捉えることで、いわば県教育の「シンクタンク」的役割を果たし、より効果的な施策遂行を行える。
- (2) 大綱の施策遂行にあたり、どの手段をどのように利用するか、という視点での県全体での教育施策の進め方を提案できる。
 - <例>ICT教育環境の整備において、県は、県・市町村が活用可能な国の交付金・補助金等取得に向けての情報を収集する、県教委は県全体の教育施策に資する有益なシステムを作成する、市町村は国の資金も活用して県教委が作成したシステムを各市町村において使用するためのPC端末の導入ほか学校現場におけるシステム導入を行う、等